

恵庭市学校教育基本方針の見直しについて（中間報告）

1 趣 旨

時代の変化や子どもたちの状況、社会の要請等を踏まえた中央教育審議会の各種答申や学習指導要領の改訂等の教育改革の状況に対応した学校教育を実施するため、平成24年4月に策定された恵庭市学校教育基本方針に新たに盛り込むべき事項や修正を加える事項などについて検討し、修正を行うもの。

2 恵庭市学校教育基本方針の見直しに係る検討会議委員について

有識者(北海道文教大学 相馬哲也教授)、恵庭市校長会会長・事務局長、恵庭市教頭会会長・事務局長

3 これまでの経過

令和6年5月30日 第1回恵庭市学校教育基本方針の見直しに係る検討会議

令和6年6月7日 恵庭市教育委員会にて中間報告

令和6年6月11日 第2回恵庭市学校教育基本方針の見直しに係る検討会議

4 検討会議における主な意見等

■恵庭市学校教育基本方針

- ・年号、児童生徒の推計値等の修正、加筆。

■第1編 学校教育ビジョン

- ・現行の方針策定後に、中教審からも新たな答申、学習指導要領も改定、その内容の踏まえた修正。
- ・学校の役割について、改訂の趣旨等が反映された表現に修正。

■第2編 学校教育環境整備方針

- ・適正配置について、現行では「配置を継続」となっているが、児童生徒の人数や学校規模の状況変化を鑑みて、必要に応じた検討ができるような修正。
- ・特任校制度について、よりよい在り方に向けた必要な検討ができる旨の記述の必要性。
- ・一貫教育の導入の是非も含め、検討を可能とする記述に修正し、検討すべき。

■第3編 教育推進プログラム

- ・第3編全体が第1次教育推進プログラム（平成24年度～平成27年度）を受けたものとなっており、現行の第3次教育推進プログラム（令和3年度～令和7年度）との整合性を図るべく、全体を見直すことが必要。